様式第２号(第６条関係)

記入例

請求日　令和 8 年 1 月 10 日

（宛先）尼崎市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 7 年 10 月 ～ 令和 7 年 12 月分請求用

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の
先口座に振り込んで下さい。
項に同意します。
ていることを尼崎市が住民基本台帳で確認すること。
２．　実際に利用していることを尼崎市が対象施設に確認すること。
３．　利用料の支払い状況を尼崎市が対象施設に
４．　課税状況を尼崎市が確認すること。

消せるボールペン・修正テープは使用しないで下さい。

自筆でない場合又は認定保護者以外の方が記入する場合は押印をお願いします。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)(※1)

フリガナ	アマガサキ　タロウ	年月日	[✓ 昭和]・平成 60 年 10 月 1 日
氏　　名	尼崎　太郎　尼	現住所	〒 661 － 0000 尼崎市 ○○町○番○号 電話： 06 － 0000 － 0000

※1 自筆でない場合又は認定保護者以外の方が記入する場合は押印をお願いします。

2．認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	☑ 第2号 ☐ 第3号	フ リ ガ ナ	アマガサキ　ハナコ
認定番号	A123456	氏　名	尼崎　花子
生年月日	平成・[✓ 令和] 4 年 4 月 1 日		

3．償還払いの振込先を記入して下さい(※2)

金融機関名		預　金　種　目	☑ 普通　☐ 当座
●●	[✓ 銀行]・信用金庫 農協・信用組合	■■ [✓ 支店] 出張所	口　座　番　号	1 2 3 4 5 6 7
		口座名義(カタカナ)	アマガサキ　タロウ

※2 初回請求の際、もしくは前回と異なる振込先を指定する際、振込先を確認できる通帳等の写しを提出してください。

【振込先に認定保護者以外の口座を指定する場合のみ、以下に認定保護者の氏名を記入してください。】
上記口座に振込先を指定します。

氏名（認定保護者）		印

←認定保護者の自筆でない場合は必ず押印して下さい。

振込先が認定保護者以外の口座の場合は認定保護者の氏名を記入してください。認定保護者の自筆でない場合は押印が必要です。

4．利用した認可外保育施設・一

入可)

①	◎◎幼稚園		
③		④	

月額上限額は新2号認定で37,000円、新3号認定で42,000円です。

5．認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和 7 年 10 月	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 7 年 11 月	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 7 年 12 月	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円

※3 利用した施設等ごとに、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第３号）」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第４号）」または「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書（様式第９号）を添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第３号）」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第４号）」または「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書（様式第９号）に換えて、援助を行う会員が発行した「活動報告書（様式第５号）」を添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は月額42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
　または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数